令和８年10月29日（木）
第90回九都県市首脳会議

５歳児健康診査に係る実施体制等の整備について

さいたま市

５歳児健康診査の意義と国の動向

5歳児健診について

目的　こどもの健康の保持及び増進

・発達や特性を早期に把握
・特性に合わせた適切な支援、生活習慣等の指導

意義　精神、言語、社会性の発達評価の機会

・行動の改善、社会生活への円滑な適応

➡ 就学前に保健、医療、福祉及び教育による切れ目のない支援につなげる

国の動向

・こども未来戦略方針（R5.6閣議決定）
　→　乳幼児健診等を推進
・こどもまんなか実行計画2025
　→　5歳児健診の**全国展開を推進**

※国による支援事業等

事業等	実施主体	事業内容
「１か月児」及び「５歳児」健康診査支援事業	市町村	健診の実施に係る費用助成
乳幼児健康診査実施支援事業	都道府県 市町村	健診実施体制整備、構築の促進（研修、派遣費用等の補助等）
1か月児及び5歳児健康診査に係る健診医研修事業	国（民間事象者等へ委託）	乳幼児健診の研修を実施する団体への支援
５歳児健康診査マニュアルの作成	―	健診の基礎知識をまとめる

（参考）全国の自治体の5歳児健診実施状況

令和７年度調査（n=1330）

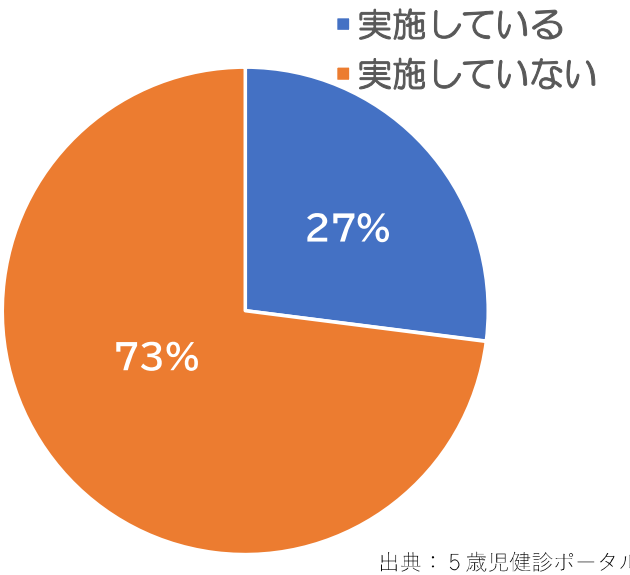

出典：５歳児健診ポータル

課題（１）　専門職人材の確保について

首都圏では健診対象となる5歳児が多く居住している
➡ 5歳児健診の実施方式（集団健診、二段階方式etc.）に関わらず、
「医師、保健師、管理栄養士、心理相談を担当する者等の専門職を確保することが必要」（5歳児健診マニュアル）

➡対象者数が多いほど、相当数の専門職を確保しなければ安定的に事業を実施することは困難
特に、発達面の評価に習熟した小児科医の確保が大きな課題

発達面の評価に対応できる小児科医を始めとした専門職の確保・育成に向けた支援が必要
・専門職の絶対数確保のための養成課程の充実
・健診医等の育成に向けた、実際の健診実施の場面を通じて知識や技能が習得できるような研修の拡充
など

（参考）健診医の従事に係る事前調査結果について

※令和７年９月実施

・本市内の乳幼児等健診
実施医療機関118件を対象
74件（62.7%）が回答

➡ 約53%が
「健診医として協力が難しい」
と回答

【主な理由】
・小児神経発達の診療経験
（知識）の不足
・通常診療への支障



（参考）5歳児健診に関する医師等向け研修

【国・県・職域団体の研修】
・令和8年度 母子保健指導者養成に関する研修
「5歳児健康診査の実施に関する研修」　（こども家庭庁 主催）
・1か月児及び5歳児健康診査研修会　（埼玉県 主催）
・5歳児健診後フォローアップ体制に関する研修会
（日本小児保健協会 主催）
・5歳児健診研修会　（日本小児保健協会 主催）
・5歳児健診の診察に関する研修会（日本小児医療保健協議会 主催）
・5歳児健診研修会　（埼玉県乳幼児健診コンソーシアム 主催）

【本市が実施した研修】
・5歳児健診健診医向け実施説明研修会
・5歳児健診従事者向け実施説明研修会

課題（２）　国による財政支援について

国による財政支援の現状

「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業

・実施主体：市町村

・補助率：国1/2、市町村1/2

・補助基準額：5,000円/人（5歳児健診、原則として集団健診）

・地方交付税措置：無し

（参考）母子保健法上の取扱い及び地方交付税措置の状況



出典:令和５年こども家庭審議会成育医療等分科会資料

（参考）事業費について

さいたま市5歳児健診 ※令和８年４月～事業開始、二段階方式

-対象者数　：約11,500人

-受診者数（見込）　：　約7,200人 ※１段階目回答者数 先行自治体の実績を元に算出

-事業費（令和8年度）：55,888千円

　|-国庫補助見込額　：18,000千円（32.2%）

　|-一般財源負担額　：37,888千円（67.8%）

今後事業を継続していくことで、受診者数の増加や健診の質の確保等により、事業費と一般財源負担額が一層増大することが見込まれる。

［事業費に含まれる主な費用］
- 医師への報償費、健診当日・事後の専門職人材派遣委託
- 健診通知・勧奨通知の印刷・郵送
- 健診業務用システムの端末整備等
- 健診当日・フォローアップ会場使用料
- その他備品等購入

➡ 実際にかかる経費に対して補助額が十分とは言えない

健診を安定的かつ継続的に実施するため、大都市の実態に即した
国庫補助の引き上げや地方交付税措置の拡充など、財政支援の充実が必要

課題（３）　健診における発達面の評価等について

国の示す5歳児健診の実施方法等

・5歳児健診マニュアル：問診項目※とその解釈

※既往歴、精神・神経発達、情緒・行動、生活習慣、メディア視聴や睡眠、子育ての状況、親（主な養育者）、事故予防

・5歳児健診ポータル　：問診の実施方法や問診の解釈の例示

➡ 健診における発達面の評価及び集団行動観察等について・・・

具体的な考え方や判定の尺度が十分に示されていない

＝ 各自治体の判断に委ねられている

・支援対象者の選定に自治体間で差異が生じる可能性

・将来的に国全体での正確な実態の把握や統計分析に支障が生じる可能性

健診の実施方式が異なる場合でも結果に偏りが生じないよう
支援の必要性を適切に判断し、フォローアップにつなげるための
共通の考え方や判定の尺度を示すことが必要

（参考）5歳児健診の実施方式について

※ %は現在実施している５歳児健診の方法（令和７年度調査 n=363）出典：５歳児健診ポータル

対象者が多い場合実施困難

(悉皆)集団方式 (72.7%)	巡回方式 (5.0%)	園医方式 (1.9%)	個別健診 (0.8%)	二段階方式 (11.0%)
保健センター等に対象者を集めて実施 ※推奨される方式	保育所等を訪問して実施	園医が毎年行う健診を5歳児健診として実施	医療機関に委託して実施	問診票等で事前に対象となった子に医師が診察を実施

中核市など比較的人口が多い自治体などが採用
※さいたま市も当方式を採用

課題（４）　就学に向けた切れ目のない支援体制の整備

「5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について」

（令和6年3月29日付こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省各課室長連名通知）

「（中略）5歳児健診の実施に当たっては、（中略）地域全体で必要な支援を提供するためのフォローアップ体制の整備が求められます。特に、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が連携して、地域のフォローアップ体制を充実していくことが重要となります。」

支援体制の整備に向けた課題

地域によって支援の受け皿や関係機関同士の連携の成熟度が異なる

参考）本市における関係各機関の課題

- ・各分野における上記通知の認識と取組状況のばらつき
- ・保育施設等との個別の連携実績の状況の差
- ・幼児が所属する保育施設等（市内だけでも約560か所）との統一的な連携体制の構築
- ・「架け橋期カリキュラム」「幼保小連絡協議会」等、他分野の既存の取組と5歳児健診の連携体制の整理
- ・障害児通所施設等の福祉分野と教育分野の連携
- ・5歳児健診の結果について、就学時健診の実施時や就学後に学校へ情報連携する際の、連携内容の整理や体制の構築



出典:令和５年こども家庭審議会成育医療等分科会資料

フォローアップ体制構築・充実に向けて

健診で課題を把握した後

- 速やかに必要な専門的ケアへ繋げる
- 就学後を見据えて継続的な支援が提供される

ためのさらなる体制の整備が必要

- ▶各分野の受け皿の量的確保のみならず、支援が途切れることのないような体制づくり
- ▶保育園等の現場や教育分野との、個人情報の取扱いに配慮した情報連携の仕組み

要望事項

1　5歳児健診に従事する医師を含む専門職の確保のため、専門職の養成課程における幼児の発達に関するカリキュラムの充実や、5歳児健診に必要な専門的知識や技能の習得に向けた標準的な研修内容及び指針の提示、実践的な研修機会の充実等、**実効性のある取組を一層推進**すること。

2　大都市の実態に即した国庫補助の単価の見直しや、基準財政需要額における地方負担分の適切な算定など、**自治体の実態を踏まえた財政支援を充実**させること。

3　5歳児健診における発達面の評価及び集団行動観察等について、実施方式の違いによらず、支援の必要性を適切に判断し、その後の支援につなげるため、**自治体の判定の基となる共通の考え方や尺度を示す**こと。

4　5歳児健診から就学後を見据えた支援について、保健・医療・福祉・教育の連携モデルや情報共有の標準的な枠組みを示すとともに、関係省庁が一体となった**切れ目のない支援体制の整備を推進**すること。